

# 参 考 資 料

◇ 男女共同参画審議会答申書

◇ 男女共同参画審議会委員

◇ プラン策定の経過

◇ 男女共同参画に関する国内外の動き

◇ 丸亀市男女共同参画推進条例

◇ 男女共同参画社会基本法

◇ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

◇ 用語説明

## 答 申 書

平成 23 年 3 月 16 日

丸亀市長 新井哲二様

丸亀市男女共同参画審議会  
会長 岡本恵子

「第 2 次男女共同参画プランまるがめ」(案) について (答申)

平成 21 年 12 月 16 日付 21 企企第 113 号で諮問のあった「第 2 次男女共同参画プランまるがめ」(案) について次のとおり答申します。

### 記

男女共同参画審議会は、平成 23 年 2 月 8 日に提示された「第 2 次男女共同参画プランまるがめ」庁内原案について平成 23 年 3 月 14 日まで 3 回の会議を開催し、国の第 3 次男女共同参画基本計画(平成 22 年 12 月 17 日に閣議決定)など男女共同参画社会の形成に向けた国内の動きや本市の現状と課題、市民ニーズなどを考慮しながら、慎重に審議を重ねました。

本諮問案は、平成 22 年 8 月 9 日の会議において基本的な構成などを提示した方向性に沿い作業グループが調査・検討を重ねた成果を尊重した原案となっており、その内容は丸亀市男女共同参画推進条例の基本理念にも適っており、おおむね妥当なものと認められます。

しかし、近年現行プランにおける施策推進が滞っており、「丸亀市男女共同参画推進条例」第 4 条に規定された市の責務を十分に果たしているとは言い難い状況を鑑み、当審議会からの修正案を示し、特に庁内推進体制の強化に関しては、ここに文面の修正だけでなくその意図するところを丸亀市が是正することを前提の答申であることを明示します。

なお、今後プランを策定し、また実行するにあたっては、次の提言に配慮されるとともに、審議の過程で各委員から出された意見も反映されるよう求めます。本市における主要施策に位置づけられている男女共同参画社会の実現が進むためにも、この答申を受けて策定されるプランが確実に実行され目標数値を達成すべく、すべての職員の意識改革を切に望みます。

1. 文言の表現など文章の一部を修正するよう求めます。審議会からの修正案は、別添のとおりです。
2. 丸亀市男女共同参画推進条例が広く市民に普及するために、まず、市長はじめ市職員及び市議会が、条例の基本理念の正しい理解を一層深めて下さい。
3. 今後の市政運営においては、いかなる計画・施策・事業の企画・立案・実施に際してもその基本姿勢に男女共同参画の視点を持って取り組まなければなりません。丸亀市男女共同参画推進本部は、条例を遵守してその責務を果たしてください。

4. 男女共同参画施策における課題解決には、行政改革と同様に旧来の行政手法と異なる観点が必要であり、とりわけ担当部署の部長、課長、室長には専門的な研修が不可欠です。平成23年度からの機構改革により、男女共同参画室が総務部人権課に移管されるにあたっては、人材の配置・育成について格段の配慮を強く求めます。
5. 本プランは、第二次行政改革大綱の方針2にある、個々の職員の能力・意欲の向上及び年齢・性別に捉われない登用にも活かされるべきものです。各計画と融合したプラン推進に努めて下さい。
6. 重点項目の一つであるワーク・ライフ・バランスの実現には、市内事業所との連携が欠かせません。関係各所に対して丸亀市の積極的な働きかけが不可欠であり、新たに設けられる産業文化部の役割が重要です。丸亀市の主導的な役割に期待します。
7. 本プランには、「丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を包含しており、さらなる丸亀市の取り組み強化に努めて下さい。
8. 男女共同参画に関する活動拠点施設の整備は条例でも謳われており、市民・市民活動団体との協働の場として、今後の計画的な整備並びに有効活用を求めます。
9. 本プランを実効性あるものとし、確実に推進するためにも、施策の進行状況を定期的に当審議会に報告し、その提言を各課の事業に反映させて下さい。施策推進の遅れや停滞のある部署には、審議会への説明を要請します。

## 男女共同参画審議会委員

(平成21年9月30日委嘱・50音順)

会 長	岡 本 恵 子	ゆめネットワーク 代表
副会長	日 野 明 世	香川短期大学 子ども学科教授
	岡 田 康 男	公募委員
	倉 敷 伸 子	四国学院大学 文学部教授
	小 谷 矯	丸亀市民生委員児童委員協議会連合会 会長
	中 橋 恵美子	NPO法人わははネット 理事長
	西 川 啓 子	公募委員
	野 藤 等	坂出市立東部中学校 校長
	福 岡 由紀子	丸亀市婦人団体連絡協議会 会長
	福 濱 義 照	丸亀市連合自治会 副会長
	藤 原 真 紀	公募委員
	真 鍋 志 朗	丸亀商工会議所 副会頭
	村 山 美恵子	かがわ男女共同参画推進員 (平成22年6月2日委嘱)
	山 上 寿 雄	丸亀市PTA連絡協議会 副会長
	山 下 有 紀	かがわ男女共同参画推進員 (平成22年6月2日委嘱)
	山 本 晃 美	かがわ男女共同参画推進員 (平成22年6月2日委嘱)
	吉 村 悦 子	丸亀市母子愛育班連絡協議会 理事

## プラン策定の経過

- 平成22年 1月 アンケート調査実施  
市民アンケート 20歳以上の男女3,000人を抽出 有効回収数1,174人  
企業アンケート 従業者5人以上の全612事業所 有効回収数270事業所
- 3月10日 第2回男女共同参画審議会
- 4月19日 第1回男女共同参画推進本部
- 6月2日 第1回男女共同参画審議会
- 6月16日 第1回男女共同参画推進本部幹事会
- 7月28日 次期「男女共同参画プラン」素案策定作業グループ選任
- 8月9日 第2回男女共同参画審議会
- 8月24日 第1回次期「男女共同参画プラン」素案策定作業グループ全体会
- 9月 次期「男女共同参画プラン」素案策定班別会議  
5 1班「気づく」 9/10.27 10/6.19.29 11/8.29. 12/10
- 12月 2班「参画する」 9/8.22 10/6.20 11/1.9.26 12/7  
3班「自立する」 9/14.29 10/14.26.28 11/22 12/9.15
- 11月1日 第2回男女共同参画推進本部
- 11月11日 第3回男女共同参画審議会
- 11月16日 第2回次期「男女共同参画プラン」素案策定作業グループ全体会
- 12月13日 第2回男女共同参画推進本部幹事会
- 12月16日 第3回次期「男女共同参画プラン」素案策定作業グループ全体会
- 平成23年 1月12日 第4回次期「男女共同参画プラン」素案策定作業グループ全体会
- 2月7日 第3回男女共同参画推進本部
- 2月8日 第4回男女共同参画審議会
- 2月8日 パブリックコメント実施（～3月9日）
- 2月22日 第5回男女共同参画審議会
- 3月14日 第6回男女共同参画審議会
- 3月16日 「第2次男女共同参画プランまるがめ」（案）答申
- 3月17日 第4回男女共同参画推進本部  
「第2次男女共同参画プランまるがめ」決定

## 男女共同参画に関する国内外の動き

年	国連の動き	国の動き	香川県の動き
	1945(S.20) 「国際連合」設立 1946(S.21) 「婦人の地位向上委員会」設置 1948(S.23) 「世界人権宣言」採択 1967(S.42) 「婦人に対する差別撤廃宣言」採択 1968(S.43) 第1回国際人権会議(テヘラン)	1946(S.21) 「日本国憲法」公布	1959(S.34) 「婦人活動推進本部」「香川県婦人懇談会」設置
1975 (S.50)	国際婦人年(平等・開発・平和) 6月 国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「女性の地位向上のための世界行動計画」採択	9月 「婦人問題企画推進本部」「婦人問題担当室」「婦人問題企画推進会議」設置	
1976 (S.51)	「国連婦人の十年」(1976～1985)	4月 「育児休業法」施行 6月 「民法等の一部を改正する法律」施行	
1977 (S.52)		1月 「国内行動計画」策定	
1979 (S.54)	12月 「女子差別撤廃条約」採択		
1980 (S.55)	7月 「国連婦人の十年中間年世界会議」(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	7月 「女子差別撤廃条約」署名	
1981 (S.56)	9月 「女子差別撤廃条約」発効	1月 民法及び家事審判法の一部改正 5月 「国内行動計画」後期重点目標決定	4月 「第2次県民福祉総合計画」に「婦人対策の推進」位置付け 12月 「香川県婦人懇談会」再発足
1982 (S.57)			4月 「婦人行動計画」策定 10月 「婦人対策推進本部」再発足
1983 (S.58)			11月 「香川県各種婦人団体懇話会」設立
1984 (S.59)	3月 国連婦人の十年世界会議のためのエスカップ地域政府間準備会議(東京)		
1985 (S.60)	7月 「国連婦人の十年世界会議」(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 6月 「女子差別撤廃条約」批准 7月 ナイロビ世界会議政府間会議参加	4月 「第3次県民福祉総合計画」に「婦人の地位向上」についての課題を明示 7月 ナイロビ世界会議・NGOフォーラムへ各種婦人団体懇話会代表5名を派遣
1986 (S.61)		4月 「国民年金法」一部改正・女性の年金権の確立 4月 「男女雇用機会均等法」施行	10月 広報誌「かがわ女性ジャーナル」創刊
1987 (S.62)		5月 「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	

年	国連の動き	国の動き	香川県の動き
1988 (S.63)			4月 「香川女性のための新行動計画」策定
1990 (H.2)	5月 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		5月 「21世紀長期構想」に「男女共同参加の促進」を明示
1991 (H.3)		5月 「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定	
1992 (H.4)	6月 「国連環境開発会議(地球サミット)」(リオデジャネイロ) ・「リオ宣言及びアジェンダ21」採択	4月 「育児休業法」施行 12月 婦人問題担当大臣設置	4月 「男女共同参画型社会へ向けての香川行動計画」策定 4月 「民生部婦人児童課女性対策推進室」設置
1993 (H.5)	6月 世界人権会議(ウィーン) ・「ウィーン宣言及び行動計画」採択(国連総会)	12月 「パートタイム労働法」施行	
1994 (H.6)	6月 「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ) ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 9月 国際人口開発会議(カイロ)	7月 「男女共同参画推進本部」「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置	
1995 (H.7)	3月 社会開発サミット(コペンハーゲン) ・「コペンハーゲン宣言及び行動計画」採択 9月 第4回世界女性会議(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	4月 「育児休業法」改正・介護休業制度の法制化	
1996 (H.8)	8月 児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(ストックホルム) ・「ストックホルム宣言及び行動アジェンダ」採択	7月 男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 9月 男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	3月 「21世紀長期構想事業計画」策定 4月 「男女共同参画推進本部」「生活環境部青少年女性課女性政策室」「香川県女性懇談会」設置 12月 女性の参政権行使50周年記念事業「かがわ女性フェスティバル」開催
1997 (H.9)	10月 児童労働に関する国際会議(オスロ) ・「行動のための課題」採択	4月 「男女共同参画審議会設置法」施行 6月 「男女雇用機会均等法」一部改正 10月 「労働省婦人局婦人少年室」を「労働省女性局女性少年室」に改称	3月 「男女共同参画社会へ向けての香川行動計画(改定)」策定 6月 「香川県各種婦人団体懇話会」を「香川県各種女性団体協議会」に改称
1998 (H.10)		11月 男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申 12月 「特定非営利活動促進法(NPO法)」施行	3月 「女性有識者名簿」作成
1999 (H.11)	10月 ESCAPハイレベル政府間会議(バンコク)	4月 「改正男女雇用機会均等法」施行 5月 男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 6月 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 7月 「食料・農業・農村基本法」公布、施行 11月 「児童買春・ポルノ禁止法」施行	

年	国連の動き	国の動き	香川県の動き
2000 (H.12)	6月 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)・「政治宣言」及び「成果文書」採択	4月 「介護保険法」施行 4月 「都道府県労働局」設置、「女性少年室」を「雇用均等室」に改称 7月 男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策」答申 9月 男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」答申 11月 「ストーカー規制法」施行 11月 「児童虐待防止法」施行 12月 「男女共同参画基本計画」策定	4月 「生活環境部青少年女性課男女共同参画推進室」設置 6月 新世紀基本構想「みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」策定 7月 「男女共同参画フォーラム」実施 7月 「男女共同参画社会づくり指導者育成セミナー」開始
2001 (H.13)		1月 「男女共同参画局」「男女共同参画会議」設置 6月 第1回男女共同参画週間 10月 「DV防止法」施行(一部14年4月施行)	2月 「香川県男女共同参画推進委員会」設置 3月 「かがわエンゼルプラン21」策定 5月 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施 7月 「仕事と家庭の両立支援調査」実施 11月 「かがわ男女共同参画プラン」策定
2002 (H.14)	8月 「持続可能な開発に関する世界首脳会議(地球サミット)」(ヨハネスブルグ)	4月 「改正育児・介護休業法」施行	4月 「政策部青少年・男女共同参画課」設置 4月 「香川県男女共同参画推進条例」施行 4月 「配偶者暴力相談支援センター」設置 5月 「香川県男女共同参画審議会」「男女共同参画相談室」設置 6月 各市町に「かがわ男女共同参画推進員」配置
2003 (H.15)		5月 「健康増進法」施行 6月 男女共同参画推進本部が「女性のチャレンジ支援策」決定 7月 「次世代育成支援対策推進法」施行(一部15年8月施行)(一部17年4月施行) 9月 「少子化社会対策基本法」施行	4月 「総務部青少年・男女共同参画課」設置 10月 男女共同参画広報誌「さんかく香川」創刊
2004 (H.16)		7月 「改正児童買春・ポルノ禁止法」施行 10月 「改正児童虐待防止法」施行 12月 「改正DV防止法」施行	
2005 (H.17)	2月 「北京+10」(第49回国連婦人の地位委員会)(ニューヨーク)	4月 「改正育児・介護休業法」施行 7月 男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改定にあたっての基本的な考え方」答申 10月 男女共同参画基本計画に関する専門調査会「社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー)の表現等についての整理」答申 12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	3月 新世紀基本構想「みどり・うるおい・にぎわい創造プラン」後期事業計画策定 3月 「次世代育成支援行動計画」策定



年	国連の動き	国の動き	香川県の動き
2006 (H.18)		6月 「男女雇用機会均等法」改正 12月 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	3月 「かがわ男女共同参画プラン」(後期)策定(平成18～22年度) 3月 「香川県配偶者暴力防止及び被害者支援計画」策定 3月 「かがわ農山漁村男女共同参画ビジョン」策定(18～22年度) 11月 「かがわ男女共同参画相談プラザ」設置
2007 (H.19)		6月 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 7月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 12月 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	4月 組織改正に伴う推進体制の整備 総務部県民活動・男女協同参画課
2008 (H.20)		4月 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 4月 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	4月 丸亀市が「男女共同参画推進条例」施行
2009 (H.21)		7月 「育児・介護休業法」改正	6月 さぬき市が「男女共同参画推進条例」施行 12月 「男女共同参画社会に関する県民意識調査」実施
2010 (H.22)	11月 ESCAP「北京行動綱領実施」に関するハイレベル政府間会合(「バンコク宣言」採択)	6月 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 7月 「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 12月 「第3次男女共同参画基本計画」策定	3月 「香川県次世代育成支援行動計画」(後期計画)策定